

食安輸発0519第1号  
平成27年5月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(スペイン産非加熱食肉製品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年5月7日付け食安輸発0507第1号）によりお知らせしたところです。

同通知別表9に掲げる製造者のうち、下記製造者の衛生管理について、スペイン政府より報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、当該製造者において製造された非加熱食肉製品については検査命令を解除することとし、同通知の別表9を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

製造者名：DON IBERICO ARTESANOS DEL CERDO IBERICO S.L. (工場番号10.13159/SA)  
JULIAN MARTIN, S.A. (工場番号10.02676/SA)  
LISARDO CASTRO MARTIN, S.L. (工場番号10.16521/SA)